No.287

発行者
公益社団法人 和歌山納税協会

編集発行責任者
宮井計英

和歌山市雑賀屋町16
電話(073)423-8805

第四十七回理事会の開催

令和五年三月二十四日(金)、ホテルグランヴィア和歌山において、ご来賓に和歌山税務署の幹部の方々をお迎えして、第四十七回理事会が開催されました。令和五年度の事業計画及び収支予算についての審議が、松岡靖之会長を議長に進められ可決承認されました。

議案終了時には、ご来賓を代表し和歌山税務署長の水川様よりお祝辞をいただき、引き続き講演会に移りました。

高岡 達之 氏　講演会

テーマ
「報道の現場からキーワードで読み解く
～コロナで変わる経済環境と
地域のビジネス戦略～」

第四十七回理事会終了後の講演会では、「かんさい情報ネットｔｅｎ.」のニュース解説で出演中の読売テレビ放送 報道局解説委員長、高岡 達之氏による講演会を開催いたしました。

報道の現場から見たウクライナ情勢や、今後の日本経済の課題、また、和歌山の地域性を活かした産業の発展につながるヒントを、現在成功している経営者の身近な実例をもとに、ユーモアも交え分かりやすくお話しくださいました。

理事会の出席理事に加え、一般の参加者を合わせて約一〇〇名の方にご参集いただく事ができました。

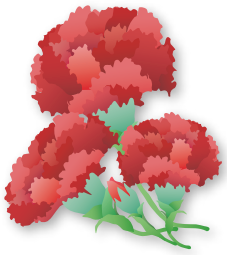

これからの行事予定

年月日	行事名	会　場	備　考
令和５年５月10日(水)	新入社員研修会	和歌山納税協会２階	講師：教育コンサルタント 本田妃世氏
11日(木)	和歌山納税協会　理事会	ホテルグランヴィア和歌山	
12日(金)	決算期別説明会	和歌山地方合同庁舎５階	５・６・７月決算法人
30日(火)	和歌山納税協会　定時総会	ホテルグランヴィア和歌山	
６月１日(木)	和歌山県青年部会連絡協議会　定時総会	ホテルグランヴィア和歌山	
５日(月)～９日(金)	パソコン教室	和歌山納税協会２階	詳細は次ページ参照

所得税・消費税の確定申告相談会開催

納税協会では二月十六日（木）から三月十日（金）まで二階大会議室に相談会場を設け、近畿税理士会和歌山支部のご協力のもと税理士による相談会を実施し、三五五名の皆様が申告されました。

「和歌山税務署申告会場内に設置された青色コーナー等での取組」

令和四年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告期において、税務署との共催により「青色・記帳コーナー」を税務署内に設置し、和歌山優青会を中心とする納税協会役員及び納税貯蓄組合連合会役員が従事しました。

設置されたコーナーにおいては、申告納税制度の一層の定着と期限内納付の確保に向け、青色申告制度の普及、記帳慣行の定着を図るとともに、併せて納税協会についての周知ＰＲ、納税協会活動のＰＲを行いました。

「新設法人税務説明会・インボイス制度説明会」

令和五年三月十七日（金）和歌山納税協会二階大会議室におきまして、昨年四月から今年三月にかけて設立された法人を対象とした、税務研修会が開催されました。

法人の経理実務を担当される方々が、納税協会の提供した資料等を利用した税務署担当官による説明会に参加されました。なお、当日は併せてインボイス制度説明会も開催されました。

「決算期別説明会・インボイス制度説明会」（三月、四月決算法人）

令和五年三月二十二・二十三日（水・木）の二日に分けて、三月と四月決算法人に決算期別説明会を開催しました。

和歌山地方合同庁舎五階にて一三八社の法人が参加して和歌山税務署担当官による、法人税・消費税の改正点に重点を置いた決算の留意点について詳細な資料を基に説明されました。

五月十二日（金）には、五・六・七月決算法人を対象に開催されます。

パソコン教室 参加者募集　お申込み・問合せは事務局まで

場所：和歌山納税協会２階大会議室　時間13：00～17：00

日　程	教室名	内　容
６月５日（月）	エクセル基礎I	Excelの基本操作　データの入力・表の作成・関数の入力　グラフの作成
６月６日（火）	エクセル応用I	表計算の活用・グラフの機能・複数ブックの操作
６月７日（水）	パソコン会計教室（1日目／2日コース）	簿記入門「みんなの青色申告」ソフトの特徴　事業所の設定・開始残高・科目設定
６月８日（木）	エクセル活用I	関数の基本・請求書の作成・売上データの集計・顧客住所録の作成
６月９日（金）	パソコン会計教室（2日目／2日コース）	伝票入力・仕訳日記帳　合計残高試算表・決算処理の手順　期末繰越　etc.

和歌山税務署からのお知らせ

消費税のインボイス制度について

＜令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます！！＞

令和５年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和５年３月31日までに登録申請を行う必要がありましたが、
令和５年９月30日までに申請すれば、令和5年10月１日の登録が受けられることになりました。

【説明会へ参加】　【動画を視聴】

➢　e-Taxによる早期の登録申請をお願いします。

※　インボイス制度の説明会や動画を準備しております。

インボイス制度の説明会や動画はこちらから　→

○　和歌山税務署で開催するインボイス制度説明会・登録相談会のご案内

≪インボイス制度の説明会≫			≪インボイス制度の説明会≫ ～消費税の仕組みから知りたい方向け～		
消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けの説明会			今まで消費税の申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの説明会 ※インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。		
日時	開催場所	定員	日時	開催場所	定員
令和５年５月11日（木） 13時30分～14時15分	和歌山地方合同庁舎 ５階共用会議室２ 和歌山市二番丁３	各 45名	令和５年５月19日（金） 10時30分～11時15分	和歌山地方合同庁舎 ５階共用会議室２ 和歌山市二番丁３	各 45名
令和５年５月31日（水） 10時30分～11時15分					
令和５年６月５日（月） 10時30分～11時15分					

（注）事前予約制で開催しております。参加を希望される場合は、事前に下記の連絡先に連絡の上、ご予約をお願いします。
【連絡先】和歌山税務署　法人課税第１部門　℡ 073-424-2158

＼ 今なら ／
登録要否相談会実施中

おすすめ！

インボイス説明会終了後、インボイス発行事業者の登録要否に関する個別の相談をいたします。

電子帳簿等保存制度について

ご存じですか？　電子取引データの保存方法

令和６年１月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます。（※ 申告所得税・法人税に限る）

※令和５年 12 月 31 日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています。（事前申請等は不要）。

電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁ＨＰ**をご確認ください。

国税庁 HP はコチラ　⇒

自宅からスマホで申告！！

ご自宅で
確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※ メンテンナンス時間を除く

自動計算
画面の案内に沿って入力するだけ

持参・印刷・郵送不要
税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

専用画面
スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

添付書類不要
書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※ 一部の書類は除く

早期還付
還付金の振込みが早い
※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
（書面提出の場合は4～6週間程度で還付）

NEW 令和４年分（令和５年１月以降）からさらに便利に！

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読取回数が削減　※

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定条件を満たしている場合

和歌山税務署からのお知らせ

スマホ・PCで税金の納付（ダイレクト納付）をしてめーへん？

【ダイレクト納付までの5つのステップ】

≪ステップ①≫　e-Taxの利用者識別番号・パスワード（ＩＤ・ＰＷ）をもっていますか？

Yes

No

e-TaxHPから､「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出してＩＤ・ＰＷを取得

≪ステップ②≫　ダイレクト納付利用届出書は提出していますか？

No

Yes

ダイレクト納付利用届出書は、こちらから →

ダイレクト納付利用届出書を税務署に提出
※　個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。
※　利用可能まで１か月程度かかります。

≪ステップ③≫　申告書等の作成は税理士さんに頼んでいますか？

Yes

No

税理士さんにe-Taxで確定申告（法人税、所得税等）や源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信したか確認！

自分でe-Taxを用いて申告！

ダイレクト納付のマニュアルはこちらから →

≪ステップ④≫メッセージボックスを確認！

≪ステップ⑤≫ダイレクト納付手続きへ！

e-TaxHP からログインし、申告データの受信通知を確認しましょう。

納税証明書の受け取りをスマホ・PCから予約してめーへん？

事前にスマホ等から納税証明書の受取予約（請求）をすることにより、窓口での**待ち時間が短縮**でき、**手数料もお得**になります！
（１税目　１年度　１枚　通常400円 → 370円に）

確定申告、届出や申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができるものです。

≪受取予約（請求）の前に≫

あなたは、e-Tax の利用者識別番号・パスワード（ＩＤ・ＰＷ）をもっていますか？

Yes

スマホ又はPCから納税証明書の受取予約（請求）ができます。

No

スマホ又はPCから取得できます！
また、税務署においても取得（本人確認書類が必要）できます！

利用者識別番号の取得は、こちらから ⇒

手順１

納税証明書の申請をＩＤ・ＰＷを用いて**自宅等（スマホ・PCなど）から前日までに送信（予約）**します！
※　確認事項がある場合には、ご連絡することがあります。連絡先の入力を忘れずに

手順２

予約日に、本人確認書類（代理人による請求の場合は委任状及び代理人の本人確認書類）を用意して税務署へ!
※　開庁直後の受け取りの場合、少々お待ちいただくことがありますので、10時以降の来署をおススメします。

和歌山市からのお知らせ

令和５年度　納税カレンダー

税目＼納期限月	令和5年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和6年 1	2
固定資産税 都市計画税		全・1期 5/31		2期 7/31				3期 11/30		4期 1/31	
市県民税 （普通徴収分）			全・1期 6/30		2期 8/31		3期 10/31		4期 12/28		
軽自動車税 （種別割）		全期 5/31		●軽自動車税（種別割）は、令和5年4月1日現在の所有者に令和5年度分の税金が課税されます。							

お問い合わせ先
財政局 税務部 納税課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
電話：073-435-1038

和歌山県からのお知らせ

令和５年度自動車税（種別割）の納期限は５月３１日（水）です。

自動車税の種別割は毎年４月１日現在で自動車を所有されている方に納めていただく税金です。
令和５年４月から納付方法や納付場所が拡充されました！
具体的には、納税通知書に印字されている QR コードを読み取ることで、スマートフォン決済アプリでの納付や「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカードによる納付など、いつでも、どこでも納付ができるようになりました。
また、従来から納付可能な金融機関に加えて、QR コードによる収納に対応している金融機関なら、全国どこでも納付ができるようになりました。※ QR コードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

納期限　令和５年５月 31 日（水）

対応金融機関はこちらから！→

納付場所等
● スマートフォン決済アプリ　●「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード など　● 金融機関
● コンビニエンスストア　● 口座振替　● 各県税事務所及び伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課

お問合せ先
和歌山県税事務所　【電話】073-441-3409　紀北県税事務所　【電話】0736-61-0067
紀中県税事務所　【電話】0737-64-1260　紀南県税事務所　【電話】0739-26-7937

納税協会から新刊書のご案内

納税協会では、税務等関係図書（(株）清文社発行）を会員価格（１割引き）にて、販売しておりますので、実務にご利用ください。

書　籍　名	定　価
消費税インボイス制度導入の実務	定価2,640円（税込）
どこがどうなる⁉令和５年度税制改正の要点解説	定価1,650円（税込）
社会保険・労働保険の様式記載の実務ポイント	定価3,300円（税込）
勘定科目別 仕訳処理ハンドブック	定価5,060円（税込）
公益法人・一般法人・NPO法人等におけるインボイス制度の実務Q&A	定価2,840円（税込）

公益社団法人 和歌山納税協会 〒640-8249 和歌山市雑賀屋町16
℡ 073(423)8805　Fax 073(426)1901　E-mail：wakayama@nk-net.co.jp
HP：https://www.nk-net.co.jp/wakayama/

令和５年４月からの　印紙税額一覧表

番号	課税される文書の名称	課税標準及び税額
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 （無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう） （例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 （例）土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など (3) 消費貸借に関する契約書 （例）金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など (4) 運送に関する契約書 （運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません） （例）運送契約書、貨物運送引受書など	記載金額1万円未満のもの……非課税 金額の記載のないもの……200円 記載金額１万円以上10万円以下のもの……200円 〃　10万円超50万円以下のもの……400円（200円） 〃　50万円超100万円以下のもの……1,000円（500円） 〃　100万円超500万円以下のもの……2,000円（1,000円） 〃　500万円超1,000万円以下のもの…10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの　20,000円（10,000円） 〃　5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃　１億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃　５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃　10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃　50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令6.3.31間に作成される不動産譲渡契約書で契約金額が10万円超のものは、（　）の税額とされる。
2	請負に関する契約書 （請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家・プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます） （例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載金額1万円未満のもの……非課税 金額の記載のないもの……200円 記載金額１万円以上100万円以下のもの……200円 〃　100万円超200万円以下のもの……400円（200円） 〃　200万円超300万円以下のもの……1,000円（500円） 〃　300万円超500万円以下のもの……2,000円（1,000円） 〃　500万円超1,000万円以下のもの…10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの　20,000円（10,000円） 〃　5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃　１億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃　５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃　10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃　50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令6.3.31間に作成される建設工事請負契約書で契約金額が100万円超のものは、（　）の税額とされる。
3	約束手形又は為替手形	手形金額10万円未満のもの、金額の記載のないもの、複本又は謄本……非課税 一覧払のもの、金融機関相互間のもの、外貨表示のもの、非居住者円表示のもの、円建銀行引受手形…200円 手形金額10万円以上100万円以下のもの……200円 〃　100万円超200万円以下のもの……400円 〃　200万円超300万円以下のもの……600円 〃　300万円超500万円以下のもの……1,000円 〃　500万円超1,000万円以下のもの……2,000円 手形金額1,000万円超2,000万円以下のもの…4,000円 〃　2,000万円超3,000万円以下のもの…6,000円 〃　3,000万円超5,000万円以下のもの　10,000円 〃　5,000万円超1億円以下のもの……20,000円 〃　１億円超２億円以下のもの……40,000円 〃　２億円超３億円以下のもの……60,000円 〃　３億円超５億円以下のもの……100,000円 〃　５億円超10億円以下のもの……150,000円 〃　10億円を超えるもの……200,000円
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	日本銀行、商工組合、信用金庫等の法人の出資証券など……非課税 券面金額500万円以下のもの……200円 〃　500万円超1,000万円以下のもの……1,000円 券面金額1,000万円超5,000万円以下のもの…2,000円 〃　5,000万円超１億円以下のもの……10,000円 〃　１億円を超えるもの……20,000円
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 〔株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社に限る〕	一通につき……40,000円
6	定　款（会社設立のときに作成される原本に限る）	一通につき…40,000円　　株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法により公証人の保存するもの以外のもの…非課税
7	継続的取引の基本となる契約書 （契約期間３か月以内で更新の定めのないものを除く） （例）売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	一通につき……4,000円
8	預貯金証書	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が１万円未満のもの……非課税 一通につき……200円
9	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	一通につき……200円
10	保険証券	一通につき……200円
11	信用状	一通につき……200円
12	信託行為に関する契約書（信託証書を含む）	一通につき……200円
13	債務の保証に関する契約書（身元保証を除く）	一通につき……200円
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	一通につき……200円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	一通につき……200円　　契約金額が１万円未満のもの……非課税
16	配当金領収証又は配当金振込通知書	一通につき……200円　　配当金額が3,000円未満のもの……非課税
17	(1) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 （例）商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (2) 金銭又は有価証券の受取書で(1)以外のもの （例）借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	①記載された受取金額が５万円未満のもの、②営業に関しないもの、③有価証券・預貯金証書・金銭信託証書及び配当金領収証書等に追記したもの……非課税 イ　売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの 受取金額100万円以下のもの……200円 〃　100万円超200万円以下のもの……400円 〃　200万円超300万円以下のもの……600円 〃　300万円超500万円以下のもの…1,000円 〃　500万円超1,000万円以下のもの…2,000円 受取金額1,000万円超2,000万円以下のもの…4,000円 〃　2,000万円超3,000万円以下のもの…6,000円 〃　3,000万円超5,000万円以下のもの　10,000円 〃　5,000万円超１億円以下のもの……20,000円 〃　１億円超２億円以下のもの……40,000円 〃　２億円超３億円以下のもの……60,000円 〃　３億円超５億円以下のもの……100,000円 〃　５億円超10億円以下のもの……150,000円 〃　10億円を超えるもの……200,000円 ロ　イに掲げる受取書以外のもの一通につき……200円
18	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳及び障害者等の少額預金非課税制度の適用を受ける普通預金通帳等……非課税 一冊につき……200円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
19	第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳	一冊につき……400円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
20	判取帳（第１号、第２号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項につき２以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成する帳簿）	一冊につき……4,000円 （通帳を作成した日から起算して1年間）